

<資 料>

フランスのソーシャル・ワークにおける《animation》の概念

川 田 誉 音

はじめに

1950年代末から1960年代にかけては、めまぐるしい社会変動の中で、ソーシャル・ワークは新しい展開の必要にせまられて、アメリカでは、ハーン、ベーム、バートレット等によって、特にその統合的実践理論の構築に著しい努力がなされ始めた時期であった¹⁾。この傾向は、従来のソーシャル・ワークが、バートレットの指摘するように、いわゆる《method and skill model²⁾》に固執して方法論的アプローチを優先させた結果、ソーシャル・ワークの実践がケースワーク、グループワーク、コミュニティ・オーガニゼーションという三つの別個の方法の中で断片的に行われることになり、変動の激しい社会状況におけるソーシャル・ワークの実践の有効性を全体として評価する準拠枠を見出し得なくなっている、という反省から起ったのである。新しく注目を浴びつつある社会福祉計画や社会福祉マンパワーの問題には、このような総合的視点を提供するソーシャル・ワーク実践の共通基盤が不可欠となることはいうまでもないのである。

一方、この時代には、貧困問題、都市問題、公民権運動、非行問題の顕在化を背景として、community action や political action が強調され、対象者の「弁護者 (advocate)³⁾」としてのソーシャル・ワーカーの役割を強調する動きがみられ、ソーシャル・ワーク実践のあらゆる面において、対象者の「自律性」の問題が、今日ますます重要な課題となってきたようである。

ソーシャル・ワークの理論と実践におけるこのような傾向は、アメリカだけにみられたわけではない。特に近年、従来のソーシャル・ワークに対する批判・検討から新しいソーシャル・ワークを追求しようとするアプローチの仕方には、各国それぞれの社会的背景の中から生れた独自の試みがなされつつあることは、非常に意義深いことである。

1972年、オランダのハーグで開かれた第16回国際社会事業学校会議で発表された三つの新しい概念は、急激な社会変動に対応するソーシャル・ワークの理論と実践に対する国際的要求を示唆するものであると思われる。三

つの新しい概念とは、オランダの《agology》、フランスの《animation》、及びチリーの《conscientization》である⁴⁾。本稿では、その中から、フランスの《animation》の概念を紹介し、今後のソーシャル・ワーク研究の一つの手がかりとしたい。

I. animation の先駆

ラテン語の 'anima' (魂・生命) を語源とする 'animation' は、「生命・生氣・活気・活動を与えること、それらを発顕させること、あるいは伝達すること」を意味する語として記されている⁵⁾。'animation' を日本語に訳した例はまだ見当らず、適当な用語を見つけることは困難であるが、以下にみる意味内容から、今、仮りに、「自律性開発援助」あるいは単に「開発指導」と訳すことも可能であろう。しかし、これはあくまでも試訳であるので、本稿では、'animation' という原語をそのままに用いることにしたい。

さて、animation は、その意味からすれば、教育、文化、宗教その他種々様々な活動をおおうものである。ところが、その様な animation が、フランスの第六次経済・社会開発計画 (1971~1975) の準備としてソーシャル・ワーカーの機能と教育を検討するために任命された委員会によって研究され、一つの社会的活動分野として次第に明確にされつつあるのである⁶⁾。

ソーシャル・ワークにおける animation の出現は、フランスにおいて古くから存在しており戦後新たに活発になった民衆教育 (éducation populaire) と社会運動、特に青少年運動 (mouvements de jeunesse) における社会文化的 animation (animation socio-culturelle) の発展の跡にみることができる⁷⁾。

社会・文化的 animation の出現が一段と明らかになり、種々な問題に直面するようになったのは、第四次計画 (1962~1965) のうちだされた1960年代の初めになってからのことであるが、この出現に最も貢献した運動と組織としては、一方に、《フランス教育同盟》(Ligue de l'enseignement) や《人民と文化》(Peuple et Culture) のような運動と《青年と文化の家》(Maison de jeunes et de la culture) や《若年労働者憩の家》

(Foyers de jeunes travailleurs) のような施設があり、他方、農村地域における《青年カトリック農民同盟》(Jeunesse Agricole Catholique) のようなカトリック青年運動と様々なプロテスタントの組織等の他に宗教的あるいは非宗教的なスカウト活動がある。さらに、animation の活動に経済的・社会的・文化的・政治的開発の問題に関するより全体的な次元を付与した社会事務局 (secrétariats sociaux) と《経済とヒューマンイズム》(Économie et Humanisme) のような組織がある⁸⁾。

このように animation の概念は、社会—文化的 animation として、民衆教育の分野で具体化され、初めはソーシャル・ワークの活動とは区別される、むしろ特定の社会環境の文化的発展を目的とするもので、焦点は青少年の余暇活動にあった。従って ‘animateur’ は元来「活動を鼓舞する人、活気づける人」の意味で青少年教育の現場指導者をさし、英米の ‘youth worker’ にあたるわけであるが、フランスの animateur の役割は、単に教化・教育・指導ではなく、あくまでも自律性開発のための青少年に対するサービス又は援助活動である、という特徴をもっていた。一般にフランスの青少年教育の特徴は次の点にあるとされている。即ち、1. 自発性 (volontarisme) … 主体性、率先性、自治主義、2. 地域性・総合性 … 例えばパリ市20区に1つあての青年と文化の家、3. 文化性 … 参加による文化創造、である⁹⁾。自律性開発のためのサービス又は援助活動であるという animation の特徴を、これらのフランス青少年教育一般の特徴とかさねて見ると、民衆教育の分野で起った社会—文化的 animation の特質をよりよく把握することができるであろう。このような民衆教育分野での社会—文化的 animation は、次第に発展して、文化的・余暇的活動に限定することなく、経済的・社会的活動にも関わるようになって、生活の全体性に関わるソーシャル・ワークの中に導入されていったのである。しかし、社会—文化的 animation が、その文化的アプローチをソーシャル・ワークにおいても保持したことは、ソーシャル・ワークにおける animation 出現の重要な点であると考えられる。

Ⅱ. animation の社会的背景

ソーシャル・ワークにおける animation の出現の背景には、伝統的なソーシャル・ワークが対応しきれなくなった現代社会の状況がある。つまり、巨大な産業都市の進展と共に、慣習的な価値が生活の全体を統制していた伝統的な社会が崩壊し、価値の多様化と社会規範の貧困化が著しい今日、これまでの社会関係のネットワークの崩壊の中で、人々は途方にくれ危機状態に陥ってい

る。このような社会で頻繁に生じる社会問題は、経済問題や医療問題そのものに関してより、むしろ主として人々の生きる理由と生き方に関わる社会—文化的問題に関して現われる。しかるに従来の文化制度は今日の人々の文化的要求に対応するには不適切になっている。このようなわけで、「今日の社会的危機は、それなしではソーシャル・アクションも個人の活動も全く無駄になるところの、コミュニケーション（及び社会的結合）の方法の再発見を必要としている¹⁰⁾」のである。これはもはや周辺的な問題ではなく中核的な問題であって、この状況の前では、伝統的なソーシャル・ワークは極めて不十分であり、しかも、ソーシャル・ワークのレベルのみでは問題は解決されない。ここに、これまで以上に価値の問題あるいは文化の問題との関わりを強調することによって、人々が社会において自律性を自ら開発していくのを援助する animation の展開が必要になってきたのである。

Ⅲ. animation の背景としてのフランスのソーシャル・ワークの特徴

フランスにおけるソーシャル・ワーク (travail social あるいは service social) の歴史¹¹⁾ をみるには、救済 (assistance) の歴史と結びつけて、古代からのさまざまな形で相互扶助 (entraide) にまで遡らなければならない。相互扶助の初期の形態は慈善的・個別的援助の性格を強くもっていたが、キリスト教会を中心に、そして後には同業組合による活動も加わって、組織化され普及されて、まず民間の救済事業となった。

中世の終り頃、慈善活動が教会から分離し始めたが、その頃特にパリにおいて乞食が街にあふれて治安がおびやかされる事態が起ったこととあいまって、治安維持のために公的権力が救済事業に介入する必要性が認識されるようになった。フランソワ1世は浮浪者をなくすために救援活動を拡大させる方針で、貧困者事務所 (grand bureau des pauvres) を設置し、ルイ14世は病院 (貧しくて働けない老人や障害者などを収容した) をつくり、17世紀に入ると大きな都市には必ずこの種の病院がつくられるようになった。訪問看護婦活動の前兆もこの頃にみられたのである。17世紀から救済活動は公的活動へと移行していき、社会扶助の公的組織はまだ生れていないが、救済は国家の義務であり、租税によってまかなわれる事業であると認められ、国家による救済活動や民間活動の促進が行なわれるようになった。

しかし救済を受ける権利という概念があらわれるのは18世紀の革命期になってからであった。18世紀の哲学思想の影響のもとに、友愛・連帯・救済が唱えられ、救済を受ける権利と国家の義務は、「人間及び市民の権利宣

言」(1789)¹²⁾や、1793年の国民公会で作成された憲法の中にも表明されている。ところが、革命政府によってつくられた全国的救済組織は五執政官政府になると廃止され、救済の概念は古い時代に逆行してしまった。

19世紀末になって、機械化と社会的・経済的変革の時代に面して、前世紀の改革者達の考えが再びとりあげられるようになり、各種の社会扶助に関する法規が生まれた。無料医療扶助(1893)、棄児の救済(1904)、老人、障害者、廃病者の救済(1905)に続く多人数家族、妊婦、結核患者に対する扶助などがそれである。これらの社会扶助活動は、教区や市町村において発展し、第二次世界大戦後1953年に社会扶助制度(aide social)として確立した。

一方、中世のギルド、同業組合にその起源をもつ労働者の社会的保護も、19世紀末以降、雇用主による社会的保護、共済組合の形での集団予防事業という形態を経て、強制的集団予防事業である社会保険(1928)、家族手当(1932及び1939)が確立し、第二次大戦後、社会保障法の制定(1956)によって、社会保障制度として成立した。フランスの社会保障制度は、社会保険、労働災害、家族手当の三つからなり、公的扶助や失業保険は別の制度になっている¹³⁾。そしてこの社会保障の成立により、救済事業の役割は、むしろ例外的、補完的援助へと変化する傾向をもつにいたったのである。

ところが、二つの世界大戦によって、フランスの社会に引き起された決定的な社会変動は、個人、家族、社会集団の生活のあらゆる面に混乱を生じさせ、金銭的給付だけでは解決しえない種々の生活上の問題に多くの人々が直面することになった。このような状況から人々の生活のあらゆる側面に関与して、人々に各種のサービスを提供していく社会福祉(Service Social)の活動が生れてきたのである。

フランスにおいて、ソーシャル・ワーカーの専門職性が認められたのは、1932年にソーシャル・ワーカーの国家資格が創設された時であった。この内容については後にふれるが、一応2年間の社会的な教育内容をもつ課程を終了した25才以上の者に対して資格が与えられ、より正確な科学的知識・方法・技術に基づく専門職としてのソーシャル・ワークが成立することになり、さらに1946年には全国ソーシャル・ワーカー協会が発足した。専門職としてのソーシャル・ワークの任務については、1959年10月19日の国立機関によるソーシャル・ワーカーの身分に関するデクレの中に、次の様に規定されている。即ち「社会福祉全体の中で習慣的にソーシャル・ワーカーの任務であるとされていることがら、つまり個人、家族または集団の身体的、心理的、経済的、精神的均衡を犯す諸原因を探究し、これを回復しようと思われるあらゆる

活動を行こなう」と記されている¹⁴⁾。

「社会福祉」(Service Social)の概念把握の仕方については、フランスにおいても、統一した定義は存在しないのであるが、デモットによると、主として、ソーシャル・ワーカーの職業とその固有の活動との両者を表わす語として用いられる場合の狭義の社会福祉(Service Social)とは区別して、ソーシャル・ワーカーの固有の活動の他に、ある行政機関ないし公私の機関がその管轄下にある住民層にたいして行う社会的性格をおびた全活動を表わすのに、広義の社会福祉事業(Services Sociaux)と複数形で書き表わす場合がある。従ってこれらの従事者も、ソーシャル・ワーカー(Assistant Social)と社会福祉事業従事者(Travailleurs Sociaux)に区別されるのが普通であるが¹⁵⁾、実際には、この他にも、英語の'social work'や'social worker'をそのままフランス語にした'travail social'や'travailleur social'という用語が使われていることもあり、かなり区別が面倒である。この様な事情は、一方で国際的に共通の用語を必要とし、又一方でその国独自の背景と意味内容を表わす用語を必要とするというディレンマを表わしている。

それでは、とりわけ animation を生んだ背景として、今日のフランスのソーシャル・ワークは如何なる特徴をもっているのだろうか。次に主な点を二、三あげてみたい。

第一に、フランスのソーシャル・ワークは保健・衛生問題への強い方向づけがなされてきたことがあげられる。この特徴は、20世紀の初頭、特に乳幼児の死亡率が高く、又、結核や性病が猛威をふるっていた事態に対する対策の必要から起り、1913年には、ゲッティングによって病院における社会福祉が創設された。一方、1920年には、家族手当金庫における訪問看護活動がアルドゥアンによって始められ、それ以来、訪問看護婦とソーシャル・ワーカーは、互いに重り合うことの多い広範な活動をするようになった。社会福祉は病院においてだけでなく、移民援助事業、裁判所、船員組合及び企業の中にとり入れられて、社会福祉の分野は拡大していったのであるが、その活動内容には、医療—社会的活動と社会的活動のみを主とするものとが含まれ、1938年までは、訪問看護婦教育とソーシャル・ワーカー教育とは、密接に関連、併存している状態にあり、社会福祉事業の現場では、訪問看護婦とソーシャル・ワーカーはほとんど区別なく採用されていた。1922年に制定された訪問看護婦国家資格に対して、1932年にはソーシャル・ワーカー国家資格の制定がみられたが、二年間のソーシャル・ワーカー教育課程のうち、大半の学校では、赤十字社による保健教育一年課程の履習が学生に要求されていたのであ

る。そこで、1938年には、これら二つの職業の融合をはかり、訪問看護婦の教育制度は法律上廃止されることになった。しかし、その後も、ソーシャル・ワーカー国家資格を得るためには一年間の医学的教育が義務づけられたことは、フランスのソーシャル・ワークに今日なお大きな特徴を付与しているのは事実である¹⁶⁾。

保健・衛生問題へのソーシャル・ワークの強い方向づけは、一つには、これまでソーシャル・ワークの関心が向けられることの少なかった社会・文化的問題に対して今日新たにソーシャル・ワークを方向づける必要性を生じている。又一つには、第二次大戦後、予防医学、集団医学の発達に伴って、特に1953年公衆衛生法の公布をきっかけとして、母子保健、精神衛生、学校保健等の社会医療的予防事業におけるソーシャル・ワーカーの職務が明確化されるにつれて、ソーシャル・ワークが予防的・教育的特徴をもつに至ったことは重要である。

第二に、フランスのソーシャル・ワークは、地区制 (politique de secteur) をとっているという点に特徴がある。1966年に、保健・人口省と労働及び社会保障省が合併して社会省 (Ministère des affaires sociales) が発足して、県事業としての社会福祉事業と社会保障機関で行う社会福祉事業との連絡調整の確立を目指す原則がうちだされたが、それによって、県全域は地域 (circonscription) (人口4万～5万) に分けられ、各地域はさらに数個の地区 (secteur) (人口3千～5千) に分けられて、各地域には各種専門サービスの集まるセンターが設置され、各地区には、後にのべる polyvalence ソーシャル・ワーカーの常駐事務所がおかれることになった。この地区制は、フランスの保健衛生、特に精神衛生対策の大きな特徴でもある。

たしかに1950年以降、アメリカのソーシャル・ワークの方法、つまり、ケースワーク、グループワーク、コミュニティ・オーガニゼーションがフランスに紹介されたことは、特にケースワークが、従来の対症療法的な援助形態の限界を超えて関係そのものをクライアントの自己決定の援助手段とすることによって、ソーシャル・ワーカーの専門的態度にかなり深い修正をもたらすことに貢献している。しかし、フランスのソーシャル・ワークにおいては、アメリカの単なる模倣とは異なり、他の国程には、援助の心理学的偏向 (psychologization) は進まなかった。それはフランスのソーシャル・ワークが地理的区分にしっかりと根ざしているために、独自の問題をもった特定の人口集団、及び、ソーシャル・アクションの様々な方法という、むしろ全体的な視点をとることを可能にし、社会問題の集合的次元とそれに対する社会の集合的責任という新しいアプローチを促進、強調するようになったことにもよる。しかし、このように地区制をと

った場合、重要なことは、それが単に上からの行政優先のソーシャル・ワークになってはいないかという危険性である。住民の福祉の主体性、自律性、あるいは参加の問題、つまり、真の意味でのコミュニティ・ワークの発達の問題が残されているのである。animation が取組もうとしているのは、まさにこの参加している者が、意識と行動の両面において主体性を発揮している、実質的な主体的参加の実現である、ということができよう。

第三に、フランスのソーシャル・ワークには、'polyvalence' (「多面的総合化」) を中心とするという大きな特徴がある。polyvalence は、特に家族福祉事業機関の機能の特徴であり、担当の一人のワーカーが、「対象世帯のもろもろの社会生活上の困難や医療社会事業的問題に対して、各種のサービスを直接ワーカー自身であたえる。専門家の援助を必要とする場合は、自分で連絡して両者協議のうえでサービスの方法を決定する¹⁷⁾」という形態をとっている。ラロックによると、polyvalence の長所は次の諸点にある。つまり、「(1)各世帯はどんな問題でも担当の一人のワーカーに連絡すればよい。そのことによって問題は早期に発見され、秘密はよく保たれる。(2)各種のサービスが一人のワーカーの手で調整される。(3)専門的サービスのないときにもある程度のサービスを与えうる¹⁸⁾」、とされている。

このような polyvalence のソーシャル・ワークが効果をあげるためには、もちろん、多面的総合化の能力をもったソーシャル・ワーカー教育が重要な課題となるわけであるが、「果して一人のワーカーが社会・経済的問題から心理的、又は保健・衛生の問題にいたるまで、また児童から老人に至るまでの諸問題について、適切なサービスをあたえることができるか否かは疑わしいであろう。……(中略)……結局常識的な思付やワーカーの主観的判断による指導に陥る危険を多分にもつであらう¹⁹⁾」という批判がなされるのは当然である。

ところが、このような批判の正当性と共に、フランスのソーシャル・ワークがただ単に多面的活動にのみとどまるものではないことも、正しく認識しておかねばならない。つまり「フランスの社会福祉は多面的な (Polyvalent) 活動と専門的な (Spécialisé) 活動とが、それぞれ数種の型を有し、それらすべてが多面性を中心として複雑に連携することによって各種社会福祉事業の効果を増大させているのである²⁰⁾。」この点を考慮に入れて、'polyvalence' は、単なる「多面性」ではなく、岡村重夫教授によって「多面的総合化¹⁷⁾」と訳されているのである。

この polyvalence の方針は、生活の全体性というソーシャル・ワーク固有の原理を価値との関わりにおいて徹底させることをねらう animation の強調点に通じる

ものである。今日のように、専門的分業諸制度の個々ばらばらに発達してきた中で、個人、家族、あるいは地域社会の問題が多面化、重層化し、社会のアノミー状態において人々の外部環境の問題と内面的な欲求もしくは価値の問題とが相容れないで、生きる意欲さえ失いがちであるという事態に対処する必要から生れたのが animation であるとすれば、フランスにおける polyvalence のソーシャル・マークは、そのねらいにおいては、animation の出現の土台になっていたといえる。しかし、animation の実践面における polyvalence の意義は、今後検討すべき大きな課題の一つである。

Ⅳ. animation の機能

animaton の機能は、最初は、第四次計画（1962～1965）の中の社会教育サービスの設置に関する一連の答申から刺戟をうけている。即ち、既にふれたように、現代社会の危機的状況からの打開策として、アンドレ・マルローらの考案によって、各種のスポーツ施設や社会教育施設、例えば、既にあげた青年の家（Maison de jeunes）、文化の家（Maison de la culture）、若年労働者憩の家（Foyers de jeunes travailleurs）やソーシャル・センター（Centres sociaux）の設立が計画された時に、施設の管理者（gestionnaire）だけでなく、青少年教育の現場指導者として、活動を鼓舞し、生気を与える animateurs を位置づけたことが、animation の機能が具体化された始まりであった。

ところが、施設を作れば生気は自然発生的に養われるであろうという考えは、あまりにも安易で、animation はその本来の目的を十分に達成していなかった。従って、社会・文化施設中心の初期の animation に対する批判として、次の諸点を指摘することができる。²¹⁾

つまり、社会・文化施設中心の初期の animation は、(1)いまだに個人に焦点があり、個人の自己表現と関係の回復つまり役割分担のニーズを充足するけれども、社会の機能に全体として応えていない。(2)ソーシャル・センターや社会・文化センターにおけるプログラムは、すでに animate された人々の関心をひくにすぎず、もっとも恵まれない階層の関心をひかなかった。その理由としては、プログラムは彼らの現実の問題、つまり彼らの生活上の不調整の解決との結びつきがなく、又、彼ら自身の価値感との結びつきがないことがあげられる。同時に(3)、プログラムの計画への参加は社会生活の中でも二次的な領域に限られている。そして一番重要な点は、(4)、イニシャティヴが、低い者からよりは高い者から、集団の内部からよりは外部から生じているということである。「我々は animation の出現が、上から計画された戦略の枠内で行われてきたという印象をもっている。つ

まり、その環境の中にまいおりてきた設備、animateurs、あるいは技術者、外部の者のイニシャティヴと権力を押し通す制度様式²²⁾」というきびしい批判もできる。

さて、このような批判点をもとに、animation は、今や新しい次元に移ろうとしているのである。以下、新しい animation の目標と機能に関して、その特質を素描してみたい。

まず、animation の目標は「多くの束縛に従っている社会において、だれもが自律性 (autonomie) をもつことを可能にすること²³⁾」にある。この意味で、animation は、特に困難状況にある個人に関わりをもつものではなく、むしろ、独自の表現形式と基本的問題の独自の解決を求めている社会集団に関わるものである。しかも、animation は、特定の住民の物的ニーズに直接的に応えることを主な目的とするのではなく、これらの住民を鼓舞して、文化的・経済的・社会的など生活のあらゆる側面で、彼らの将来に関する主体的な意志決定をなさしめることをねらいとする。この新しいアプローチは、平等性に基づいた集団を通して実現する。その集団は成員に相互の相違性と同時に直面している課題の共通性を認め、受容し、建設的に用いて協力し合うことを可能にする。従来グループワークでいわれた集団の意義が、animation において、再び強調されているのであるが、ここでは、集団が、共通性と相違性の弁証法的接点²⁴⁾となることを目指している点が特に強調されている。従って、animation は第一に「集団生活の調整機能 (médiation)²⁵⁾」をもつことが明らかになる。

ところが、住民の相当部分が、孤立感をもち、ニーズの表現の鍵となる共通「文化」の欠如の故に、ニーズと期待と価値を集団の目標及び方法として公式化する用意がまだ出ていないことに気づき、第六次計画（1971～1975）では文化的活動を強調することになったのである。ここで「文化的活動」とは、「人々が自分たちの住んでいる世界を知り認識する方法、つまり、世界を自分達に説明し表現することによって世界を創造もしくは再創造する方法²⁶⁾」であると定義されている。従って animation は、第二にますます変動の激しい社会において、特に「教育的・文化的調整機能 (médiation pédagogique et culturelle)²⁷⁾」をもつことになる。animation は、社会生活上のあらゆる問題を認識し解決していくための主体的行動の生じる源として、人々の創造性、自己表現、及び責任性の願望を解放する文化的活動が、すべての人々の日常生活の真ただ中に根をおろしていく様援助する機能を含んでいるのである。

このようなわけで、animation は、「集団生活の調整機能」、とりわけ「教育的・文化的調整機能」を強調す

るものであるが、根本的にはそれらを通して集団が一つの社会を回復するのを促進する活動であるということができよう²⁸⁾。それをテリーは、「集団計画の産婆の機能 (une fonction d'accoucheuse de projets collectifs)²⁹⁾」と呼んでいる。そこには、従来のソーシャル・ワークのもつ治療的役割からも、ソーシャル・ワーカー＝クライアントの依存関係からも、さらには専門家に独占された開発計画からも脱却して、住民を意識的、行動的主体者として認め、集団計画の作成者としての力を発揮させる様鼓舞するという意味で、animateurs と animés、つまり指導する人とされる人の二分法を捨てようとする根本的な力点がうかがえるのである。

V. animation の若干の展望

以上のような animation の機能を強調したソーシャル・ワークが確立すれば、それは「animation ソーシャル・ワーク」(travail social d'animation)³⁰⁾と呼ばれるであろうが、animation がソーシャル・ワークのみに限らないより広義な活動を意味する概念であるから、現段階では、ただ、ソーシャル・ワークにおける animation の展望について、若干の可能性を記すにとどめたい。まず第一に、animation におけるソーシャル・ワークは、ソーシャル・ワーク固有の原理である生活の全体性という視点を徹底することによって、animation の役割を果す諸専門職のまとまりを回復するであろう。第二に、ソーシャル・ワークのあらゆる分野が animation という次元をもつことになるであろう。その結果として、第三に、animation は、ソーシャル・ワークの方法及びソーシャル・ワーク教育に大きな変化を促すことになるであろう。第四に、参加 (engagement) と批判的距離 (distanciation critique) という住民の二重の要求に応えるために、ソーシャル・ワーカーは、animateur としての権力の独占をつつしむことになるであろう。結局、animateurs は、一つの専門職の単一型をさすものではなく、本来、多種類の専門職が animateurs に含まれるということ、そして、すべての人間が自ら animateurs である可能性をもっているということを無視してしまう危険、つまり、くりかえし述べるように根本的には、人間を animateurs と animés とに二分する危険を特に強調しているのである。そのことは、ソーシャル・ワークにおけるワーカー＝クライアント関係に根本的な変化をもたらすことになるであろう³¹⁾。

結 び

このようにみえてくると、animation は、対象者の自律性を開発援助する一つの具体的方法として社会文化

的活動を強調する点では、ソーシャル・ワークの新しい方法であるともうけとることができるが、ソーシャル・ワークの単一の方法や知識であるというよりは、より根本的には、「ソーシャル・ワークの目的であると同時に世界観である³²⁾」といえよう。つまり、animation は、ソーシャル・ワークの新しい価値を明確に示す一つの包括的概念であると理解することができる。

「個人と社会との恒久的な福祉を心にとめて、生活の全体的視点からそのサービスの結果をあらためて評価しようとする時、われわれは価値に対する一段ときびしい評価を行わなければならない³³⁾」と、ソーシャル・ワークにおける価値の研究の重要性は、リッチモンドの時代から認められているにもかかわらず、今日それを大々的に扱った研究は数が少ない³⁴⁾。ソーシャル・ワークの価値が知識と介入方法の選択を決定する重要な要素であるということを前提とすると³⁵⁾と、ソーシャル・ワークの価値を、実践とは別個の体系で、単に観念的・抽象的に論じる立場には、賛成できない。主として価値に関わる animation が、ソーシャル・ワーク実践の共通基盤の中で、知識と介入方法にいかにか具体化されていくか、ソーシャル・ワークにおける animation の実践的評価と展望について明らかにしていくことは、今後に残された重要な課題である。その意味で、本稿はフランスのソーシャル・ワークに出現して間もない《animation》の概念の一端を紹介したにすぎないものである。

- 1) この時代のソーシャル・ワーク統合理論をめざす主な論文としては次のものがある。
Gordon Hearn, *Theory Building in Social Work*, Univ. of Toronto Press, 1958.
Harriett M. Bartlett, "Toward Clarification and Improvement of Social Work Practice," *Social Work*, Vol. 3, No. 2 (April 1958) pp. 3~9.
Werner W. Boem, "The Nature of Social Work" *Social Work*, Vol. 3, No. 2 (April 1958), pp. 10~18.
William E. Gordon, "A Critique of the Working Definition," *Social Work*, Vol. 7, No. 4 (Oct. 1962) pp. 3~13.
- 2) Harriett M. Bartlett, *The Common Base of Social Work Practice*, NASW, 1970, p. 31.
- 3) Paul Terrell, "The Social Worker As Radical Roles of Advocacy," 杉森創吉訳, 『急進的改革論者としてのソーシャル・ワーカー——弁護の役割』, P. E. ワインバーガー編小松源助監訳, 「社会福祉論の展望」ミネルヴァ書房, 1972, pp. 152~165.
- 4) T. T. ten Have, "On Agology," in *New Themes in Social Work Education*, IASSW, 1972, pp. 39~59.
Marie-Renée Brun, "Animation and Social Work," in *Ibid.*, pp. 60~71.
Luis Araneda Alfero, "Conscientization," in *Ibid.*, pp. 72~81.
Dieter Hanhart, "New Contributions to Social Work Education," in *Ibid.*, pp. 82~86.
- 5) Raquet et Martin. *Dictionnaire Français-Japonais*, 白

- 水社, 1953, p. 53.
 Le Ptit Robert, Société Du Nouveau Littre, Le Robert, 1967, p. 63.
 鈴木信太郎他, 「スタンダード 仏和辞典」大修館書店, 1972, 20版, p. 74.
- 6) Marie-Renée Brun. Ibid., p. 60.
- 7) Henry Thery, "Le travail social d'animation," *Esprit*, Nos 4~5, 1972, p. 754.
 フランスの社会教育については, Antoine Léon, *Histoire de L'enseignement en France*, Coll. Que Sais-je ? N°. 393, 1967, 池端次郎訳, 「フランス教育史」文庫クセジュ, 白水社, 1973第2刷, 及び城戸幡太郎他編, 共立講座「世界の教育9世界の社会教育」, 共立出版, 1959, pp. 71~76を参照。なお, フランスの生涯教育(éducation permanente)における社会・文化的 animation に関する新しい文献としては, Michel Tricot, de l'instruction publique à l'éducation permanente, tema-éditions, 1973を参照。
- 8) Henry Thery, Ibid., p. 754.
- 9) 柴野昌山, 『フランスの青少年教育 1. <青年と文化の家>を中心に』, 「社会教育」, vol. 27, 1972, 7月, pp. 42~46, 及び『同上2』, 「社会教育」vol. 27, 1972, 8月, pp. 43~45.
- 10) Marie-Renée Brun, Ibid., p. 64.
- 11) 本稿でのフランスのソーシャル・ワークの歴史と現状については, 主として, 次の文献によっている。
 Georges Desmottes, *Manuel Pratique du Service Social ; Les assistantes sociales, Leur formation*, Les Éditions Juridiques et Techniques, 1964, 阪上裕子訳, 「フランスの社会福祉—教育制度」, 社会福祉学双書6, 岩崎学術出版社, 1970。
 阪上裕子訳編, 「フランスの社会福祉」, 国際社会福祉協議会日本国委員会, 1972。
- 12) Roger Daval, *Histoire des idées en France*, Coll. Que Sais-je ? N° 593, 1953, 串田孫一, 中村雄三郎共訳, 「フランス社会思想史」, 白水社, 1974。第5刷, pp. 81~83。
- 13) 中村 遙, 「ヨーロッパの社会保障」, ミネルヴァ書房, 1970。第2刷, pp. 46~88。
 フランスの社会保障についてのくわしい文献としては, Jack Doublet, *Sécurité Sociale, «Thémis» Manuels Juridiques, Économiques et Politiques*, Press Universitaires de France がある。
- 14) Georges Desmottes, 阪上裕子訳, Ibid., p. 4。
 なお1950年に, 国際連合社会問題部に French Committee of Social Services が提出したフランスのソーシャル・ワークの定義は, "Training for Social Work, An International Survey," United Nations, 1950, p. 107に掲載。
- 15) Georges Desmottes, 阪上裕子訳, Ibid., pp. 2~3。
- 16) フランスのソーシャル・ワーカー教育カリキュラムは, Desmottes, 阪上裕子訳, Ibid., pp. 197~199に掲載されているが, その後, 1968年と1969年に改正され, 第一学年からソーシャル・サービスや社会学, 経済学, 統計学, 法学などが加えられた代りに, 第二, 第三学年においても精神医学や薬学が入り, 3年間を通じて保健・衛生と社会科学の統合教育を計る傾向がみられる。なお最近の資料としては, *World Guide to Social Work Education*, IASSW, 1973, pp. 73~78がある。
- 17) 岡村重夫, 「社会福祉学(各論)」, 柴田書店, 1970。第4刷, p. 178。
- 18) P. Laroque and Sir Allen Deley, *Health and Social Workers in England and France*, 1956の第9章 "Polyvalence or Specialization ?", 岡村重夫, Ibid., pp. 178~179に引用。
- 19) 岡村重夫, Ibid., p. 179。
- 20) Georges Desmottes, 阪上裕子訳, Ibid., p. 35。
- 21) Marie-Renée Brun, Ibid., pp. 65~66。
- 22) Henry Thery, Ibid., p. 763。
- 23) Marie-Renée Brun, Ibid., p. 66。
- 24) Bernard Ginisty, "Project d'Action Sociale et Formation de Travailleurs Sociaux," *Education Permanente*, No. 13, 1972, p. 61。
- 25) Marie-Renée Brun, Ibid., p. 67。
- 26) Henry Thery. Ibid., p. 766。
- 27) Ibid., p. 768。
- 28) Philippe Meyer etc., "Le travail social, c'est le corps social en travail," *Esprit* Nos 4~5, 1972, pp. 804~805。
- 29) Henry Thery. Ibid., p. 769。
- 30) Ibid., p. 770。
- 31) Ibid., pp. 770~771。
- 32) Ibid., p. 772。
- 33) Mary E. Richmond, *What is Social Case Work?*, New York Russell Sage Foundation, 1922, 杉本一義訳「人間の発見と形成—ソーシャル・ケースワークとはなにか」, 誠信書房, 1973, 第11刷, p. 86。
- 34) ソーシャル・ワークの価値を大々的に扱った文献としては Donald S. Howard. *Social Welfare ; Values, Means, and Ends*, Random House, 1968がある。
- 35) Harriett M. Bartlett, *The Common Base of Social Work Practice*, Ibid., pp. 62~82。